

協会けんぽの保険証をお持ちの方へ

入院等で
医療費が

高額

になりそうな
ときは…

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00163
	平成23年4月6日交付	
	記号 21700023	番号 21
氏名	増 協会 太郎	
生年月日	昭和 61年 10月 22日	性別 男
資格取得年月日	平成 20年 10月 10日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇〇〇町〇〇-〇〇	印

限度額適用認定証の交付を受け、
医療機関に提示することで、高額な医療費が
自己負担限度額まで抑えることができます。

医療機関窓口で支払う額が大きく変わります

例) 70歳未満の方が、医療費(10割分)100万円かかる場合
(自己負担割合: 3割、標準報酬月額26万円、自己負担限度額5万7,600円)

《認定証を提示しなかった場合》



医療費100万円の3割負担分
30万円を
医療機関窓口へ支払

認定証を提示すると

30万円-5万7,600円の
差額 **24万2,400円**
のお支払が軽減されます!

《認定証を提示した場合》



自己負担限度額
5万7,600円を医療機関窓口へ支払

(原則、高額療養費による申請手続きが不要となります。)



健康保険限度額適用認定証		申請	年月	性別
記号		番号		
氏名		氏名		
生年月日		生年月日		
性別		性別		
標準報酬月額		標準報酬月額		
自己負担割合		自己負担割合		
自己負担限度額		自己負担限度額		
申請年月日		申請年月日		
申請場所		申請場所		
申請者		申請者		
申請者住所		申請者住所		
申請者電話番号		申請者電話番号		
申請者印		申請者印		

申請方法など詳しくは、協会けんぽの
ホームページをご覧ください。

協会けんぽ

検索